

総政企第87号
平成31年3月18日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
石田 真 敏



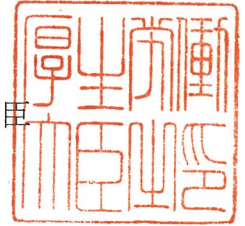
諮問第127号
賃金構造基本統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成31年3月13日付け厚生労働省発政統0313第6号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

厚生労働省発政統 0313 第 6 号
平成 31 年 3 月 13 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣



基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に關係書類を添えて、申請します。

記

賃金構造基本統計調査

主管部課	厚生労働省政策統括官付参事官付 賃金福祉統計室
事務担当者	小椋 美幸 電話 03-5253-1111 (内 7655) e-mail : kokaji-miyuki@mhlw. go. jp



申請事項記載書

1 調査の名称
賃金構造基本統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域的範囲 全国(ただし、別表の1に掲げる地域を除く。)</p> <p>(2) 属性的範囲 ア 事業所票 日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」(飲食店のうちバー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)、<u>「生活関連サービス業、娯楽業」</u>(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、<u>「教育、学習支援業」</u>、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービスマネジメント業(他に分類されないもの)」、「外国公務を除外する事業所」</p>	<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域的範囲 全国(ただし、一部島しょ部を除く。)</p> <p>(2) 属性的範囲 ア 事業所票 日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、<u>「教育、学習支援業」</u>、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービスマネジメント業(他に分類されないもの)」、「外国公務を除外する事業所であって、次に掲げる事業所</p>	<p>除外する島しょ部を別表で明記する。</p> <p>「宿泊業、飲食サービス業」のうちバー、キャバレー、ナイトクラブについては、営業時間帯が夜間であること等により、調査票の記入指導、督促等の調査事務に支障が生じ、調査コストが増加する一方、本調査の調査対象範囲の事業所に雇用される常用労働者数のうち、当該産業の事業所に雇用される常用労働者数の比率は僅かであり、調査結果に与える影響は軽微であると考えられることから、バー、キャバレー、ナイトクラブを調査対象の範囲から除外することとする。</p>

<p>(ア) 常用労働者 10 人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 1 号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 3 号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）</p> <p>(イ) 常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する企業に限る。）</p>	<p>(ア) 常用労働者 10 人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 1 号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 3 号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）</p> <p>(イ) 常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する企業に限る。）</p>
<p>4 報告を求める者</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p><u>調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業事業主」という。）。</u></p>	<p>4 報告を求める者</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>事業所の事業主</p> <p>本社一括調査の導入に伴い、一括調査企業とそれ以外に分けて規定する。</p>
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）</p> <p>イ 個人票</p> <p>(削除)</p> <p>① 性</p> <p>② 雇用形態</p> <p>③ 就業形態（常用労働者に限る。）</p> <p>④ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る）</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）</p> <p>イ 個人票</p> <p>① 労働者の番号又は氏名</p> <p>② 性</p> <p>③ 雇用形態</p> <p>④ 就業形態（常用労働者に限る。）</p> <p>⑤ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る）</p> <p>近年個人情報保護に対する意識が高まっており、行政における個人情報取り扱い状況が注視される中、重大な個人情報漏洩のリスクを減らし、調査対象事業所の協力を得やすくするため、調査事項から「労働者の番号又は氏名」を削除</p>

る。)

- ⑤ 年齢
- ⑥ 勤続年数 (常用労働者に限る。)
- ⑦ 労働者の種類 (鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であつて、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- ⑧ 役職又は職種 (役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であつて、別表の2に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の3に掲げる職種の労働者に限る。)
- ⑨ 経験年数 (別表の3に掲げる職種の常用労働者に限る。)

- ⑩ 実労働日数
- ⑪ 所定内実労働時間数
- ⑫ 超過実労働時間数
- ⑬ きまつて支給する現金給与額
- ⑭ 超過労働給与額
- ⑮ 通勤手当 (製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び御売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業 (他)に分類されないもの) に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)

る。)

- ⑥ 年齢
- ⑦ 勤続年数 (常用労働者に限る。)
- ⑧ 労働者の種類 (鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であつて、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)
- ⑨ 役職又は職種 (役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であつて、別表の1に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の2に掲げる職種の労働者に限る。)
- ⑩ 経験年数 (別表の2に掲げる職種の常用労働者に限る。)

- ⑪ 実労働日数
- ⑫ 所定内実労働時間数
- ⑬ 超過実労働時間数
- ⑭ きまつて支給する現金給与額
- ⑮ 超過労働給与額
- ⑯ 通勤手当 (製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び御売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業 (他)に分類されないもの) に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)

する。

なお、個人票の備考欄に事業所で記入対象労働者を識別する番号等を記入させることで、実査上の支障が出ないようにする。
(詳細は別添調査票参照)

<p>⑬ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）</p> <p>⑭ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）</p> <p>⑮ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）</p> <p>⑯ 在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄（特定技能の在留資格）<u>にあっては、2の表の特定技能の項の下欄に掲げる第1号又は第2号の区分を含む。</u>）及び別表第2の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。） <u>（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管</u></p>	<p>⑬ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）</p> <p>⑭ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）</p> <p>⑮ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）</p> <p>（追加）</p>	<p>我が国で就労する外国人は年々増加しているところ、平成31年4月より新たな在留資格による外国人材の受け入れが開始されることから、さらなる増加が予想される。そのような中、関連政策を的確に展開するため、外国人労働者の就業状況、とりわけ賃金の実態を把</p>
---	--	--

理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用
の在留資格をもって在留する者を除く。)である常用
労働者に限る。)

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の6月30日現在(給与締切日の定めがある
場合には、6月の最終の給与締切日現在)の状況。た
だし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の
初任給額、イの⑩ 実労働日数、⑪ 所定内実労働時間
数、⑫ 超過実労働時間数、⑬ きままって支給する現金給
与額、⑭ 超過労働給与額、⑮ 通勤手当、⑯ 精皆勤手
当及び⑰ 家族手当については、6月1日から6月30日
までの期間(給与締切日の定めがある場合には6月の最
終の給与締切日以前1箇月間)、⑱ 昨年1年間の賞与、
期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の
前年の1月1日から12月31日までの期間(調査を実施
する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労
働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについて
は、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたも
のについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30
日までの期間)の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 一括調査企業に属する調査事業所

(ア) 調査票の配布

握する必要があることから、外国
人について在留資格を調査する。

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の6月30日現在(給与締切日の定めがあ
る場合には、6月の最終の給与締切日現在)の状況。た
だし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の
初任給額、イの⑩ 実労働日数、⑫ 所定内実労働時間
数、⑬ 超過実労働時間数、⑭ きままって支給する現金給
与額、⑮ 超過労働給与額、⑯ 通勤手当、⑰ 精皆勤手
当及び⑰ 家族手当については、6月1日から6月30日
までの期間(給与締切日の定めがある場合には6月の最
終の給与締切日以前1箇月間)、⑱ 昨年1年間の賞与、
期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の
前年の1月1日から12月31日までの期間(調査を実施
する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労
働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについて
は、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたも
のについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30
日までの期間)の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

一 調査員 一 報告者

・調査票の配布は厚生労働省から
直接郵送により行うこととする。

・本社一括調査を導入し、全国に

<p><u>厚生労働省</u> — <u>報告者</u></p> <p>(イ) <u>調査票の回収</u></p> <p><u>厚生労働省</u> — (東京労働局) — <u>報告者</u></p> <p>一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所</p> <p>(ア) <u>調査票の配布</u></p> <p><u>厚生労働省</u> — <u>報告者</u></p> <p>(イ) <u>調査票の回収</u></p> <p><u>厚生労働省</u> — <u>都道府県労働局</u> — (労働基準監督署)</p> <p>— (調査員・職員) — <u>報告者</u></p> <p>(2) 調査方法</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) <u>調査員調査</u> (<input checked="" type="checkbox"/>) <u>郵送調査</u> (<input type="checkbox"/>) <u>オンライン調査</u> (<input checked="" type="checkbox"/>) <u>その他</u> (職員)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>ア <u>統計調査員</u></p> <p>調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。</p>	<p>(2) 調査方法</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) <u>調査員調査</u> (<input type="checkbox"/>) <u>郵送調査</u> (<input type="checkbox"/>) <u>オンライン調査</u> (<input type="checkbox"/>) <u>その他</u> ()</p> <p>ア <u>調査実施者</u></p> <p>(ア) <u>厚生労働大臣は、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の配布その他調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせる。</u></p> <p>(イ) <u>都道府県労働局長は、(ア)の事務の一部を行うとともに労働基準監督署長にその一部を行わせる。</u></p> <p>(ウ) <u>労働基準監督署長は、(イ)の事務の一部を行う。</u></p> <p>イ <u>調査従事者</u></p> <p>(ア) <u>調査には、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員が従事する。</u></p> <p>(イ) <u>調査の事務に従事させるため、統計調査員をお</u></p>	<p>調査事業所を多数有する企業が希望する場合は、厚生労働省が当該企業の本社に対して直接調査票の送付・回収を行う。(一部の事業所については、労働局経由で回収することがある。)</p> <p>・調査の効率化の観点から、各労働局の実情に応じて、労働基準監督署を経由せず労働局一括で調査を行うことが可能であることを明確にする。</p> <p>記載の整理を行う。</p> <p>記載の整理を行う。</p>
---	--	--

<p>(ア) <u>統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。</u></p> <p>(イ) <u>統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の収集、審査その他調査の実施に伴う事務に従事する。</u></p> <p>イ <u>調査票の作成及び提出</u></p> <p>(ア) <u>厚生労働大臣は、報告義務者に対して調査票を配布する。</u></p> <p>(イ) <u>報告義務者は、調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、次の各号の区分により提出する。</u></p> <p>① <u>一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所の事業主</u></p> <p><u>都道府県労働局長又は労働基準監督署長</u></p> <p>② <u>一括調査企業事業主</u></p> <p><u>厚生労働大臣又は東京労働局長</u></p> <p>なお、<u>調査票の提出は、原則として郵送により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が調査票を収集するものとする。</u></p> <p>(ウ) ① <u>労働基準監督署長は、(イ) ①により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、都道府県労働局長が定める期限内に都道府県労働局長に提出する。</u></p>	<p>く。</p> <p>a <u>統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。</u></p> <p>b <u>統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて調査票の配布、調査票の取りまとめその他調査の実施に伴う事務に従事する。</u></p> <p>ウ <u>調査票の作成及び提出</u></p> <p>(ア) <u>都道府県労働局長は、調査事業所の事業主に対して調査票を配布する。</u></p> <p>(イ) <u>調査票の配布を受けた事業主は、調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、都道府県労働局長に提出する。</u></p> <p>(ウ) <u>都道府県労働局長は、(イ)により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を厚生労働大臣に提出する。</u></p>	<p>これまでも「事業主に対する必要な指導」や「調査票の審査」については統計調査員が行っていたが、引き続き統計調査員が実施することを明確にする。</p> <p>調査票の回収は、原則は郵送として、統計精度を確保するために特に調査票の回収に尽力する必要があると考えられる事業所については、都道府県労働局長が必要と認める範囲で、職員又は統計調査員の訪問による取集を併用する。</p>
--	--	--

<p>② 都道府県労働局長は、(イ)及び(ウ)①により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。</p> <p>③ 厚生労働大臣は、(イ)②により提出された調査票を審査するとともに、当該調査票及び(ウ)②により提出された調査票を審査集計する。</p>		
<p>ウ 立入検査</p> <p>調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法(平成19年法律第53号)第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができ、この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しななければならない。</p>	<p>エ 立入検査</p> <p>調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法(平成19年法律第53号)第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができ、この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しななければならない。</p>	<p>項ずれに伴う修正。</p>
<p>7 報告を求めめる期間</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>毎年7月1日から7月31日まで実施する。</p> <p>ア 報告義務者は、調査票を調査実施年の7月31日までに提出する(提出先は6(2)イ(イ)のとおり)。</p> <p>イ 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、</p>	<p>7 報告を求めめる期間</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>毎年7月1日から7月31日まで実施する。</p> <p>ア 調査票の配布を受けた事業主は、調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する。</p> <p>イ 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、</p>	<p>都道府県労働局における業務量の変動や災害の発生等に応じて、柔軟に期限を変更できるよう、「厚生労働大臣が定める期限」と記載して、厚生労働省から都道府県労働局</p>

<p>これを取りまとめ、厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。</p> <p>8 集計事項</p> <p>(1) 全国に関する事項</p> <p>① 常用労働者に関する事項</p> <p>ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項</p> <p>(ア) ～ (サ) 略</p> <p>(シ) (在留資格区分別所定内給与額等)</p> <p><u>在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</u></p> <p>(ス) (在留資格区分、勤続年数階級別所定内給与額等)</p> <p><u>在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</u></p> <p>(セ) (在留資格区分別所定内給与額分布)</p> <p><u>在留資格区分、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値</u></p> <p>(ソ) (初任給額等)</p> <p>産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新</p>	<p>これを取りまとめ、調査実施年の8月20日までに厚生労働大臣に提出する。</p> <p>8 集計事項</p> <p>(1) 全国に関する事項</p> <p>① 常用労働者に関する事項</p> <p>ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項</p> <p>(ア) ～ (サ) 略</p> <p>(追加)</p> <p>(シ) (初任給額等)</p> <p>産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新</p>	<p>働局に対し具体的な期日を通知する。</p> <p>在留資格区分に係る集計事項を追加する。</p>
---	--	---

<p>規学卒労働者数 (タ) (初任給額の分布) 産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別 新規学卒労働者数及び分布特性値</p> <p>イ 短時間労働者に関する事項 (ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) (短時間労働者の在留資格区分別1時間当たり所定内給与額等) 在留資格区分、産業、企業規模別平均年齢、 平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日 当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり 所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別 給与額及び短時間労働者数</p> <p>10 使用する統計基準 調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章におい ては、日本標準産業分類を使用する。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="1061 1332 1380 1960"> <thead> <tr> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6の(2)のイ 調査実施年の 6月30日から 2年間</td> <td>厚生労働省賃金 福祉統計官</td> </tr> <tr> <td>6の(2)の② は(ウ)の②に より厚生労働大 臣に提出された 調査票</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保存期間	保存責任者	6の(2)のイ 調査実施年の 6月30日から 2年間	厚生労働省賃金 福祉統計官	6の(2)の② は(ウ)の②に より厚生労働大 臣に提出された 調査票		<p>規学卒労働者数 (ズ) (初任給額の分布) 産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別 新規学卒労働者数及び分布特性値</p> <p>イ 短時間労働者に関する事項 (ア)～(エ) 略 (追加)</p> <p>10 使用する統計基準 調査対象の範囲の確定及び集計結果の産業別表章におい ては、日本標準産業分類を使用する。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="1061 604 1380 1243"> <thead> <tr> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6の(2)の立 調査実施年の 6月30日から 2年間</td> <td>厚生労働省賃金 福祉統計官</td> </tr> <tr> <td>6の(2)のウ により 提出された調査 票</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6の(2)の立</td> <td>厚生労働省政策</td> </tr> </tbody> </table> <p>「6調査方法」の項ずれに伴う修正。</p> <p>在留資格区分に係る集計事項を追加する。</p> <p>誤記のため修正。</p>	保存期間	保存責任者	6の(2)の立 調査実施年の 6月30日から 2年間	厚生労働省賃金 福祉統計官	6の(2)のウ により 提出された調査 票		6の(2)の立	厚生労働省政策
保存期間	保存責任者														
6の(2)のイ 調査実施年の 6月30日から 2年間	厚生労働省賃金 福祉統計官														
6の(2)の② は(ウ)の②に より厚生労働大 臣に提出された 調査票															
保存期間	保存責任者														
6の(2)の立 調査実施年の 6月30日から 2年間	厚生労働省賃金 福祉統計官														
6の(2)のウ により 提出された調査 票															
6の(2)の立	厚生労働省政策														

<p>6の(2)の① の(1)の②又 は(ウ)の②に より厚生労働大 臣に提出された 調査票を収録し た電磁的記録</p>	<p>永年</p>	<p>厚生労働省政策 統括官付参事官 (企画調整担 当)</p>	<p>の(ウ)により 提出された調査 票を収録した電 磁的記録</p>	<p>6の(2)の① の(ウ)により 保管する調査票</p>	<p>調査実施年の 6月30日から 1年間</p>	<p>統括官付参事官 (企画調整担 当)</p>	<p>都道府県労働局 長</p>
<p>別表</p>							
<p>1 除外される地域</p>							
<p>北海道</p>	<p>奥尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及 び大字焼尻、礼文郡、利尻郡</p>						
<p>東京都</p>	<p>利島村、新島村、神津島村、三宅村、御 蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村</p>						
<p>長崎県</p>	<p>佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎 戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のう ち小値賀町</p>						
<p>鹿児島県</p>	<p>西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上 甕町、里町及び下甕町、鹿児島郡、熊毛 郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大 字池地及び大字請阿室、大島郡のうち壺 界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊</p>						

(追加)

調査対象範囲から除外する地域を
明確にする。

<p>沖縄県</p>	<p>町、知名町及び与論町 島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡</p>		<p>別表の1の追加に伴う番号ずれの修正。</p>
<p>2 調査する役職 (略)</p> <p>3 調査する職種 (略)</p>	<p>※この表に掲げる名称は、平成31年3月1日時点における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。</p>	<p>1 調査する役職 (略)</p> <p>2 調査する職種 (略)</p>	

調査計画（変更後）

1 調査の名称

賃金構造基本統計調査

2 調査の目的

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国（ただし、別表の1に掲げる地域を除く。）

(2) 属性的範囲

ア 事業所票

日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」（飲食店のうちバー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所

(ア) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

(イ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

イ 個人票

上記事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

4 報告を求める者

(1) 数

ア 事業所票

約8万事業所（母集団約140万事業所）

イ 個人票

約170万人（母集団約4200万人）

（注）母集団の値はいずれも事業所母集団データベースによる。

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法を用いている。

ア 事業所票

事業所母集団データベースによる事業所名簿に基づき、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

イ 個人票

アの事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定する。

(3) 報告義務者

調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業事業主」という。）。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

ア 事業所票

- ① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号
- ② 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ③ 事業所の雇用形態別労働者数
- ④ 企業全体の常用労働者数
- ⑤ 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）

イ 個人票

- ① 性
- ② 雇用形態
- ③ 就業形態（常用労働者に限る。）
- ④ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）
- ⑤ 年齢
- ⑥ 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ⑦ 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であつて、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑧ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であつて、別表の2に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の3に掲げる職種の労働者に限る。）
- ⑨ 経験年数（別表の3に掲げる職種の常用労働者に限る。）
- ⑩ 実労働日数
- ⑪ 所定内実労働時間数
- ⑫ 超過実労働時間数
- ⑬ きまって支給する現金給与額
- ⑭ 超過労働給与額
- ⑮ 通勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）

- ⑯ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑰ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑱ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）
- ⑲ 在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄（特定技能の在留資格にあつては、2 の表の特定技能の項の下欄に掲げる第 1 号又は第 2 号の区分を含む。）及び別表第 2 の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 1 の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）

（2）基準となる期日又は期間

調査実施年の 6 月 30 日現在（給与締切日の定めがある場合には、6 月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、（1）に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の初任給額、イの⑩ 実労働日数、⑪ 所定内実労働時間数、⑫ 超過実労働時間数、⑬ きまって支給する現金給与額、⑭ 超過労働給与額、⑮ 通勤手当、⑯ 精皆勤手当及び⑰ 家族手当については、6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間（給与締切日の定めがある場合には 6 月の最終の給与締切日以前 1 箇月間）、⑱ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間（調査を実施する年の前年の 1 月 2 日以降において雇用された調査労働者のうち、7 月 1 日以前に雇用されたものについては、雇用の日から 1 年間、7 月 2 日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の 6 月 30 日までの期間）の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査組織

ア 一括調査企業に属する調査事業所

（ア）調査票の配布

厚生労働省 — 報告者

（イ）調査票の回収

厚生労働省 —（東京労働局）— 報告者

イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所

（ア）調査票の配布

厚生労働省 — 報告者

（イ）調査票の回収

厚生労働省 — 都道府県労働局 —（労働基準監督署）—（調査員・職員）— 報告者

(2) 調査方法

(■調査員調査 ■郵送調査 □オンライン調査 ■その他(職員))

ア 統計調査員

調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

(ア) 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。

(イ) 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査事業所の事業主に
対する必要な指導、調査票の取集、審査その他調査の実施に伴う事務に従事する。

イ 調査票の作成及び提出

(ア) 厚生労働大臣は、報告義務者に対して調査票を配布する。

(イ) 報告義務者は、調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、次の各号の
区分により提出する。

①一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所の事業主
都道府県労働局長又は労働基準監督署長

②一括調査企業事業主
厚生労働大臣又は東京労働局長

なお、調査票の提出は、原則として郵送により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が調査票を取集するものとする。

(ウ) ① 労働基準監督署長は、(イ) ①により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、都道府県労働局長が定める期限までに都道府県労働局長に提出する。

② 都道府県労働局長は、(イ) 及び(ウ) ①により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。

③ 厚生労働大臣は、(イ) ②により提出された調査票を審査するとともに、当該調査票及び(ウ) ②により提出された調査票を審査集計する。

ウ 立入検査

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法(平成19年法律第53号)第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月1日から7月31日まで実施する。

ア 報告義務者は、調査票を調査実施年の7月31日までに提出する(提出先は6(2)イ(イ)のとおり)。

イ 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、厚生労働大臣が定める期限までに厚生労働大臣に提出する。

8 集計事項

(1) 全国に関する事項

① 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (年齢階級別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(エ) (標準労働者の学歴、年齢各歳別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数（常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に係る集計は除く。）

(オ) (標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布特性値

(カ) (役職、年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(キ) (役職、年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

企業規模、性、学歴、役職、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ク) (役職別所定内給与額分布)

産業、企業規模、役職、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ケ) (職種、年齢階級別所定内給与額等)

企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(コ) (職種、年齢階級、経験年数階級別所定内給与額等)

職種、性、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(サ) (職種別所定内給与額分布)

職種、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(シ) (在留資格区分別所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ス) (在留資格区分、勤続年数階級別所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(セ) (在留資格区分別所定内給与額分布)

在留資格区分、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ソ) (初任給額等)

産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数

(タ) (初任給額の分布)

産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(イ) (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(ウ) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、雇用形態、1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値

(エ) (短時間労働者の職種別1時間当たり所定内給与額等)

職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(オ) (短時間労働者の在留資格区分別1時間当たり所定内給与額等)

在留資格区分、産業、企業規模別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

② 臨時労働者に関する事項

(ア) (臨時労働者の年齢階級別1時間当たりきまって支給する現金給与額等)

産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

(イ) (臨時労働者の1時間当たりきまって支給する現金給与額分布)

産業、企業規模、性、1時間当たりきまって支給する現金給与額階級別臨時労働者数及び分布特性値

(ウ) (臨時労働者の職種別1時間当たりきまって支給する現金給与額)

職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

(2) 都道府県に関する事項

○ 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (職種別所定内給与額等)

地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (初任給額等)

地域、産業、性、学歴別初任給額

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査の結果は、インターネット及び印刷物(報告書)により公表する。

(2) 公表の期日

調査の結果は、概要については調査実施翌年の3月、詳細については調査実施翌年の6月までに公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
6の(2)のイの(イ)の②又は(ウ)の②により厚生労働大臣に提出された調査票	調査実施年の6月30日から2年間	厚生労働省賃金福祉統計官
6の(2)のイの(イ)の②又は(ウ)の②により厚生労働大臣に提出された	永年	厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当)

調査票を収録した電磁的記録		
6の(2)のイの(ウ)の②により保管する調査票	調査実施年の6月30日から1年間	都道府県労働局長

別表

1 除外される地域

北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のうち小値賀町
鹿児島県	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上甕町、里町及び下甕町、鹿児島郡、熊毛郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大字池地及び大字請阿室、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡

※この表に掲げる名称は、平成 31 年 3 月 1 日時点における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

2 調査する役職

部長級	課長級	係長級	職長級	その他の役職
-----	-----	-----	-----	--------

3 調査する職種

自然科学系研究者 化学分析員 技術士 一級建築士 測量技術者 システム・エンジニア プログラマー 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 看護師 准看護師 看護補助者 診療放射線・診療エック クス線技師 臨床検査技師 理学療法士、作業療法 士 歯科衛生士 歯科技工士 栄養士 保育士（保母・保父） 介護支援専門員（ケア マネージャー） ホームヘルパー	販売店員（百貨店店員 を除く。） スーパー店チェッカー 自動車外交販売員 家庭用品外交販売員 保険外交員 理容・美容師 洗たく工 調理士 調理士見習 給仕従事者 娯楽接客員 警備員 守衛 電車運転士 電車車掌 旅客掛 自家用乗用自動車運転 者 自家用貨物自動車運転 者 タクシー運転者 営業用バス運転者 営業用大型貨物自動車 運転者 営業用普通・小型貨物	溶接工 機械組立工 機械検査工 機械修理工 機械修理工 重電機器組立工 通信機器組立工 半導体チップ製造工 プリント配線工 軽電機器検査工 自動車組立工 自動車整備工 パン・洋生菓子製造工 精紡工 織布工 洋裁工 ミシン縫製工 製材工 木型工 家具工 建具製造工 製紙工 紙器工 プロセス製版工 オフセット印刷工 合成樹脂製品成形工 金属・建築塗装工
--	--	---

福祉施設介護員 弁護士 公認会計士、税理士 社会保険労務士 不動産鑑定士 幼稚園教諭 高等学校教員 大学教授 大学准教授 大学講師 各種学校・専修学校教員 個人教師、塾・予備校 講師 記者 デザイナー ワークプロ・オペレーター キーパーチャー 電子計算機オペレーター 百貨店店員	自動車運転者 航空機操縦士 航空機客室乗務員 製鋼工 非鉄金属精錬工 鋳物工 型鍛造工 鉄鋼熱処理工 圧延伸張工 金属検査工 一般化学工 化繊紡糸工 ガラス製品工 陶磁器工 旋盤工 フライス盤工 金属プレス工 鉄工 板金工 電気めっき工 バフ研磨工 仕上工	機械製函工 ボイラー工 クレーン運転工 建設機械運転工 玉掛け作業員 発電機・変電工 電気工 掘削・発破工 型枠大工 とび工 鉄筋工 大工 左官 配管工 はつり工 土工 土港湾 ビル清掃員 用務員
---	---	--

統計法に基づく
基礎統計調査



厚生労働省

賃金構造基本統計調査
業 所 票

(新元号) 年6月分)

政府統計

※ 署
記入欄

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
大	中	小

事業所の名称及び所在地並びに法人番号

法人番号

連絡先電話番号 ()-() 番(内線 番)

記入担当者氏名

主要な生産品
の名称又は
事業の内容

(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

区分	常用労働者数		抽出率	抽出労働者数	抽出労働者数
	男	女			
常用労働者 常用労働者とは、 期間を定めずに雇われて いる労働者 又は 1か月以上の期間を定めて 雇われている労働者 をいいます。	正社員・正職員 貴事業所において、 正社員・正職員と する者	正社員・正職員 以外 常用労働者のうち 「正社員・正職員」 以外の者	1	人	人
	常用労働者計				

個人票の枚数

※ 調査担当者

※ 点検担当者

署

記入上の注意

- 6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月における最後の給与締切日現在)又は6月1日現在(給与締切日の定めがない場合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間)の状況について記入してください。
- 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- 調査票は異又は昔のボールペンで記入してください。
- 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
- ※印欄は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

区分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 (日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者)	人	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数(貴事業所が属する企業全体(本社、支社、工場、営業所等)の常用労働者の総数をいいます。)

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	300人～499人	100人～299人	30人～99人	10人～29人	5人～9人

(5) 新規卒業者の初任給額及び採用人員(民営の事業所のみ記入してください。)

① 貴事業所における新規卒業者の初任給額及び採用人員

区分	男		女	
	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員
高校	万円	人	万円	人
高専・短大	万円	人	万円	人
大学	万円	人	万円	人
大学院	万円	人	万円	人

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

備考

- 新規卒業者とは、原則として本年3月に学校教育法に基づき高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、専修学校、看護学校(准看護師養成所、看護師養成所等)、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。
- 初任給額は、貴事業所に配属されている新規卒業者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。(所定内給与額は、きまつて支給する現金給与額から超過労働給与額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)を除いたものです。また、賞与は含みません。)
100円未満の端数は、四捨五入してください。
- 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等も含め、本社等から除きます。

この調査は、統計法に基づく基礎統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

統計法に基づく
基礎統計調査



都道府県番号

事業所一連番号

賃金構造基本統計調査
賃票



厚生労働省
(新元号) 年6月分)

政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

枚目

(1) 一連番号	(2) 性別	(3) 雇用形態	(4) 就業形態	(5) 最終学歴	(6) 年齢	(7) 勤続年数	(8) 労働者種類	(9) 役職番号	(10) 職種番号	(11) 実労働日数	(12) (13) (14) 実労働時間	(15) 給与					(16) 超過労働額	(17) 通勤手当	(18) 家族手当	(19) 家族手当	(20) 昨年度末手当	(21) 在留資格	備考			
												月額	年額	日額	月額	年額								月額	年額	月額
01	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
02	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
03	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
04	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
05	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
06	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
07	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
08	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
09	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
10	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	

この調査は、統計法に基づき基礎統計を作成するために進められている調査です。この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いいたします。

賃金構造基本統計調査 調査票新旧対照表 (案)

(事業所票)

変更案	変更前	変更理由
賃金構造基本統計調査票 事業所 ((新元号) 年6月分)	賃金構造基本統計調査票 事業所 (平成 年6月分)	2019年5月に予定されている改元対応のため、調査票様式の「平成」を新元号に置き換える。

(個人票)

変更案	変更前	変更理由
賃金構造基本統計調査票 個人 ((新元号) 年6月分)	賃金構造基本統計調査票 個人 (平成 年6月分)	2019年5月に予定されている改元対応のため、調査票様式の「平成」を新元号に置き換える。
(削除)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> (2) 労働者の番号 又は氏名 </div>	近年個人情報保護に対する意識が高まっており、行政における個人情報の取扱い状況が注視される中、重大な個人情報漏洩のリスクを減らし、調査対象事業所の協力を得やすくするため、調査事項から「労働者の番号又は氏名」を削除するため。

変更案

(2) 性	(3) 雇用形態	(4) 就業形態	(5) 最終学歴
1は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがない人。 2は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがある人。 3は正社員・正職員以外の人。 4は正社員・正職員以外の人。 5は常用労働者以外の人。	1は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがない人。 2は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがある人。 3は正社員・正職員以外の人。 4は正社員・正職員以外の人。 5は常用労働者以外の人。	(4)就業形態選擇の「1」一般に○を付けた労働者についてのみ記入してください。 15臨時労働者」に○を付けた労働者については、(1)～(3)、(6)、(10)、(12)～(16)のみ記入してください。	
常用労働者		臨時労働者	
正社員・正職員		正社員・正職員以外	

変更前

(3) 性	(4) 雇用形態	(5) 就業形態	(6) 最終学歴
1は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがない人。 2は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがある人。 3は正社員・正職員以外の人。 4は正社員・正職員以外の人。 5は常用労働者以外の人。	1は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがない人。 2は正社員・正職員のうち雇用期間の定めがある人。 3は正社員・正職員以外の人。 4は正社員・正職員以外の人。 5は常用労働者以外の人。	15臨時労働者」に○を付けた労働者については、(1)～(4)、(7)、(11)、(13)～(17)のみ記入してください。	(4)就業形態選擇の「1」一般に○を付けた労働者についてのみ記入してください。
常用労働者		臨時労働者	
正社員・正職員		正社員・正職員以外	

変更理由

「労働者の番号又は氏名」の削除に伴う項番号ずれ

(6) 年齢	(7) 勤続年数	(8) 労働者の種類	(9) 役職番号	(10) 職種番号
1年未満の端数は切り捨ててください。	1年未満の端数は切り捨ててください。	G 鉱業採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業、又はH481 港湾運送業で事業規模10人以上の事業所の事業所を記入してください。	企業規模100人以上の事業所の事業所を記入してください。	(9)欄の役職に該当しない労働者について記入してください。 (11) 経歴年数 他企業での経験も含みます。 (12) 経歴年数 他企業での経験も含みます。 (13) 1年未満の端数は切り捨ててください。

(7) 年齢	(8) 勤続年数	(9) 労働者の種類	(10) 役職番号	(11) 職種番号
1年未満の端数は切り捨ててください。	1年未満の端数は切り捨ててください。	G 鉱業採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業、又はH481 港湾運送業で事業規模10人以上の事業所の事業所を記入してください。	企業規模100人以上の事業所の事業所を記入してください。	(10)欄の役職に該当しない労働者について記入してください。 (12) 経歴年数 他企業での経験も含みます。 (13) 1年未満の端数は切り捨ててください。

変更案

変更前

変更理由

「労働者の番号又は氏名」の削除に伴う項番号ずれ

(12) 労働日数	(13) 所定内要労働時間数	(14) 超過労働時間数	(15) 超過労働額	(16) きまってる
	未労働時間数	未労働時間数	超過労働額を言ひます。	(17) のうち超過労働額
	未労働時間数	未労働時間数	1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものを含みます。	時間外手当、深夜手当、休日直手当等
	未労働時間数	未労働時間数	30分以上は、切り上げ、30分未満は切り捨ててください。	ペー・ス・ア・ップによる5月分以前の差額返給は除きます。

[1 0 0 円未満の]

(13) 労働日数	(14) 所定内要労働時間数	(15) 超過労働時間数	(16) 超過労働額	(17) きまってる
	未労働時間数	未労働時間数	超過労働額を言ひます。	(18) のうち超過労働額
	未労働時間数	未労働時間数	1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものを含みます。	時間外手当、深夜手当、休日直手当等
	未労働時間数	未労働時間数	30分以上は、切り上げ、30分未満は切り捨ててください。	ペー・ス・ア・ップによる5月分以前の差額返給は除きます。

[1 0 0 円未満の]

支給する現金給与額				(20) 昨1年間の賞与等特別給付額
(17) のうち通勤手当	(18) のうち積立金手当	(19) のうち家族手当	(20) 昨1年間の賞与等特別給付額	賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものは含みません。
E製造業で事業所規模99人以下の事業所、卸売業、小売業、K70物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、P医療福祉又はRサービスマン(他に分類されないもの)で同29人以下の事業所のみ記入してください。	一定期間の所定労働日において遅延、早退、欠勤等の事故が一定回数以上の労働者に対して支給する手当	扶養家族を有する労働者に対して支給する手当	扶養家族を有する労働者に対して支給する手当	3か月を超えて算定されるものは含みません。
端数は四捨五入してください。				端数は四捨五入してください。

支給する現金給与額				(21) 昨1年間の賞与等特別給付額
(18) のうち通勤手当	(19) のうち積立金手当	(20) のうち家族手当	(21) 昨1年間の賞与等特別給付額	賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものは含みません。
E製造業で事業所規模99人以下の事業所、卸売業、小売業、K70物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、P医療福祉又はRサービスマン(他に分類されないもの)で同29人以下の事業所のみ記入してください。	一定期間の所定労働日において遅延、早退、欠勤等の事故が一定回数以上の労働者に対して支給する手当	扶養家族を有する労働者に対して支給する手当	扶養家族を有する労働者に対して支給する手当	3か月を超えて算定されるものは含みません。
端数は四捨五入してください。				端数は四捨五入してください。

変更案	変更前	変更理由
<p>(21) 在留資格審査</p> <p>外国人労働者について記入してください。</p> <p>【備 考】</p> <p>事業所で記入対象労働者を識別できる番号等の場合は、記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。</p> <p>【備 考】</p> <p>日本人及び特別永住者等は記入不要です。</p>	<p>【備 考】</p> <p>記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。</p>	<p>我が国で就労する外国人は年々増加しているところ、平成31年4月より新たな在留資格による外国人材の受け入れが開始されることから、さらなる増加が予想される。そのような中、関連政策を的確に展開するため、外国人労働者の就労状況、とりわけ賃金の実態を把握する必要があることから、外国人について在留資格を調査する。</p> <p>調査事項から「労働者の番号又は氏名」を削除することに伴い、実査において事業所に照会を行う際に、事業所が個人票の記入対象労働者を識別できるよう、備考欄への記載内容を追加する。</p>

賃金構造基本統計調査の実施の必要性

1. 目的・必要性

賃金構造基本統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等の労働者の属性別にみた我が国の賃金の実態を、事業所の属する地域、産業、企業規模別に明らかにすることを目的として、昭和23年から毎年実施している。

労働者の賃金を構造的な視点から捉える本調査は、労働政策や労働に関する研究において重要な資料であり、企業の経営のみならず、社会全般においても大きな関心を持たれており、本調査の実施は不可欠である。

2. 他調査との重複

賃金に関する統計調査としては、本調査の他に、「民間給与実態統計調査」（国税庁実施（基幹統計調査））、「職種別民間給与実態調査」（人事院実施（一般統計調査））、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省実施（基幹統計調査））、「就労条件総合調査」（厚生労働省実施（一般統計調査））がある。

しかし、民間給与実態統計調査は、年間の租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている側面が強く、控除額等租税に係る調査項目は充実しているものの、賃金に関しては、年間の給与・手当総額、賞与等のみであり、労働者個人の属性分類についても性、年齢、勤続年数に限定されている。

職種別民間給与実態調査は、公務員給与の検討資料を得ることを目的としており、調査対象事業所について産業や事業所規模が限定されているほか、労働者の属性分類についても性、年齢、学歴に限定されている。

毎月勤労統計調査は、事業所に対する調査のみであり、賃金に関して事業所が支払った給与総額を調査項目としており、労働者の属性別に賃金を調査しているものではない。

就労条件総合調査は企業における賃金制度（賃金の決定要素、業績評価制度等）を把握するものであり、賃金の支給額を調査しているものではない。

3. 行政記録情報の利活用

行政記録情報の活用については、本調査を代替、あるいは本調査に活用できるものはない。

4. 事業所母集団データベース履歴登録について

調査結果名簿のDB履歴登録は調査年12月上旬を予定している。

賃金構造基本統計調査結果の利用状況

行政上の施策等への利用

- 最低賃金の算定関連
 - ・ 中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安を定める際の資料として利用
- 労災保険給付額の算定関連
 - ・ 労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定資料として利用
- 地域手当の算定関連
 - ・ 人事院による地域手当の支給地域及び支給割合を決定する際の資料として利用
- 女性の役職者割合関連
 - ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における企業認定基準を定める際の資料として利用

白書における分析での利用

- 労働経済の分析（労働経済白書）
 - ・ 雇用形態別の賃金等
- 厚生労働白書
 - ・ 役職別管理者に女性が占める割合等
- 経済財政白書
 - ・ 賃金カーブの変化等
- 男女共同参画白書
 - ・ 平均勤続年数及び年間平均所定内給与額等
- 子供・若者白書
 - ・ 雇用形態別平均賃金等
- ものづくり白書
 - ・ 「きまって支給する現金給与額の推移」及び「所定内給与額の推移」等

企業・個人の資料としての利用

- 企業の賃金決定の資料
- 初任給の水準把握資料
- 賃金関係の訴訟等に関する資料
- 職種・年齢別等の平均的な賃金の把握資料

その他の利用

- 学者・研究機関による利用